

交通事故等によるケガ(病気)で医療機関等を受診するときは 『第三者行為による傷病届』等のご提出が必要です

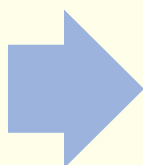
交通事故等、第三者の行為が原因でケガをした場合でも、工作中(業務災害)や通勤途中の事故が原因でなければ、健康保険で診療を受けることができます。
ただし、この場合は、「第三者行為による傷病届」等の提出が必要です。

例えばこんなとき・・・

- ・相手のいる交通事故
- ・自損事故の同乗者
- ・暴力行為
- ・他人の飼い犬にかまれた
- ・外食時の食中毒



など



～主な提出書類～

- ・第三者行為による傷病届
 - ・事故発生状況報告書
 - ・同意書
 - ・交通事故証明書
(交通事故の場合)
- など

こちらから
印刷できます



ご注意ください!!

治療費の自己負担がない場合であっても、保険証を提示して受診している場合、健康保険を使用した診療となっている場合があります。

健康保険を使用している場合、協会けんぽ(健康保険)は、本来、相手方(加害者)が支払うべき治療費を一時的に立て替えて支払い、その後相手方(加害者)に損害賠償請求することになりますので、「第三者行為による傷病届」等は必ずご提出をお願いします。

健康保険の使用の有無に関しましては、医療機関等または対応されている自動車保険会社へご確認ください。

詳細は右の二次元コードから協会けんぽホームページをご確認ください。

提出書類等に関してご不明な点がございましたら、協会けんぽ宮崎支部(レセプトグループ)へお問い合わせください。



お知らせ

令和6年12月末をもって 年金事務所での協会けんぽ各種申請書の設置を終了します。

- 各種申請書は協会けんぽホームページから印刷できます。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ

検索



申請書は、こちらから
協会けんぽホームページを
ご確認ください。

- 各種申請書の郵送をご希望の場合は、協会けんぽ宮崎支部へご連絡ください。



全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ

協会けんぽ 宮崎

検索

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階

TEL 0985-35-5364 FAX 0985-35-5393

自動音声でご案内します

案内①協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルに転送します。

案内②業務(給付、保険証、任意継続など)

案内③レセプト(レセプト、第三者行為(交通事故等))

案内④保健(健診、特定保健指導など)

案内⑤企画総務(保険料率、健康宣言など)

各種申請書は郵送でご提出ください。

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」を
ご利用ください

「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、
「資格確認書」や「オンライン資格確認」
等に関するお問い合わせは、下記の専用
ダイヤルにお問い合わせください。

※マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にお願いします。

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

☎0570-015-369

8時30分～17時15分(土日祝日を除く)